17 港区社会福祉協議会の主な事業

(1) ボランティア活動

- ●問合せ 港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係電話03(6230)0284 FAX03(6230)0285

(2) 手話通訳者の派遣

月

→101ページ参照

(3) 草いすの貸出し

- ●内 いまる 一時的に輩いすが必要になった人に貸し出し、日常生活を支援します。
- ●対 象 使用者または借受者が港区在住で、使用者は在宅で生活し、高齢や障害、病気、ケガ等により一時的に歩行困難な人
 - ※要介護認定で「要介護2~5」と認定されている人、または認定される 見込みのある人は、介護保険制度の福祉用具貸与(レンタル)をご利用 ください。なお、介護保険を申請し、福祉用具貸与の車いすが届くま での間などは、利用することができます。
- - ・短期貸出 7日以内
 - ・一般貸出 3か月以内、延長貸出 3か月以内
 - ※貸出期間は最長で6か月
- 維持管理協力費
 - ・短期貸出 無料
 - 一般貸出 1.000円、延長貸出 500円
 - ※短期貸出の期間を超えた場合は、一般貸出へと自動的に変更され維持 管理協力費を負担していただきます。
 - ※使用者または借受者が港区社会福祉協議会会員、使用者の世帯が住民 税非課税世帯、生活保護受給世帯の人については、維持管理協力費が 免除となります。
 - ※使用者が介護保険証や身体障害者手帳の交付を受けていても、維持管理協力費の免除にはなりません。
- ・港区社会福祉協議会
- ・車いすステーション



●申請に必要なもの

- ・健康保険証や運転免許証等、使用者および借受者の住所が証明できるもの
- ・使用者が交付を受けている場合は介護保険証や身体障害者手帳(原本とその写し)

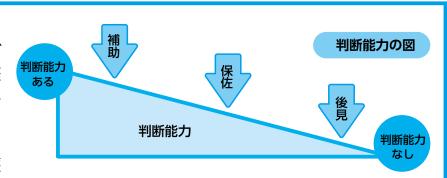


●問 合 せ 港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係 電話03(6230)0284 FAX03(6230)0285

せいねんこうけんせいど (4) 成年後見制度

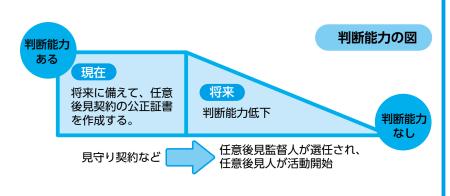
知精

「法定後見」とは、 すでに、判断能力が 不十分な人を、家庭 裁判所が選んだ成年 後見人等が支援する 制度です。具体的に は、財産管理や介護



サービスの利用契約、施設・病院の入退所契約等を、本人の福祉や生活に配慮しながら本人と一緒に、家庭裁判所に選任された補助人・保佐人・成年後見人が行います。また、悪質商法等による被害を防ぐため、成年後見人等には、取消権が与えられ、本人が行った不利益な契約を取り消すこともできます。本人の判断能力によって、補助・保佐・後見の3種類に分けられており、類型によって、成年後見人等に与えられる法的権限の範囲等が異なります。

「任意後見」とは、 将来、判断能力が 衰えたときに備え て任意後見人を決め、支援してほしないことを書面(公正 証書)であらかじめ 約束しておく制度



です。判断能力があるときに、公証役場で公正証書を作成して、任意後見人となる人(任意後見受任者)と任意後見契約を締結しておきます。

判断能力が低下した時点で、家庭裁判所に申立てを行い、任意後見監督人が選任され、あらかじめ決めておいた任意後見人が、本人のために活動を開始します。任意後見受任者が家族等でない場合、任意後見契約とは別に、見守り契約などを結び、任意後見の開始の時期を失することがないように配慮しましょう。



●成年後見利用支援センター「サポートみなと」の事業

<相談>

事業	内容	対象・利用者負担等
l .		図 成年後見制度の申立てを検討している人、成年後見制度について知りたい人
	福祉サービスの利用に関する トラブルや疑問、成年後見制 度、財産管理、権利侵害等に ついて弁護士が個別に相談に 応じます。	時 午後1時30分~4時30分(予約受付順)※港区社会福祉協議会職員による相談は随時実施しています。期 月2回利 無料

<成年後見制度の利用支援>

成年後見制度や申立て手続きの説明などを行い、家庭裁判所への申立ての支援をします。必要に応じて、家庭裁判所や適切な専門機関へおつなぎします。

事業	内容	対象・利用者負担等
成年後見人等 候補者の推薦	後見人等候補者の推薦について依頼を受けた際、事前に登録している候補者を推薦します。	図 成年後見制度の申立てを検討し ている人
申立経費の助成	法定後見制度の申立てに必要 となる経費を負担することが 困難な人を対象に、申立経費 を助成します。	民税非課税または生活保護受給者、
成年後見人等 後見報酬の助 成	法定後見制度の利用にあたり、 専門職後見人等の報酬を負担 することが困難な人を対象に、 報酬を助成します。	対 成年後見制度を利用する本人が 区内在住・生活保護受給者またはそれに準ずる場合で、かつ、報酬を負担することが困難と認められる場合 等(任意後見は除きます。)

<成年後見人等のサポート>

事業	内容	対象・利用者負担等			
親族後見人の 支援	親族後見人が安心して後見活動に取り組むことができるよう、活動の相談やニュースレターによる情報提供等により活動を支援します。	対 親族後見人として活動している 人			
成年後見人等 の連絡会	後見活動に役立つ情報や後見 人同士の交流・情報交換の場 として連絡会を開催します。	図 港区で後見活動をしている成年 後見人等			

<普及・啓発活動>

事業	内容	対象・利用者負担等
親族向け後見	弁護士等の専門職を講師とし	対 成年後見制度の申立てを検討している人、親族後見人として活動している人
人講座	て講座を開催します。	利 無料



サポートみな き講演会、ミニ講座、出張 の職員が講師となり、講演会 も構座を開催します。 対 成年後見制度の申立てを検討している人、成年後見制度に関心のある人 利 無料	事業	内容	対象・利用者負担等		
	こ調座、出張二講座、出張	の職員が講師となり、講演会	ている人、成年後見制度に関心のある人		

<福祉サービス利用援助事業>

内容	対象・利用者負担等
①福祉サービス利用援助 福祉サービスの利用に関する相談・情報 提供・手続きや利用料支払いの援助など ②日常的金銭管理サービス 預貯金等の払戻し・預入れ、公共料金や 家賃等の支払の援助など ③書類等の預かりサービス 大切な書類などのお預かり 【お預かりできるもの】 預貯金通帳・実印・届出印・書類(不動 産の権利証、年金証書、保険証書など)	図 高齢・知的障害・精神障害・身体障害などのために、福祉サービスの利用援助が必要な人(自分の意思でサポートみなとと契約できる人) 利 ①・②… 基本料金: 1回1時間まで1,500円 延長料金: 30分単位で600円を加算 ③…1か月500円

<その他>

事業	内容	対象・利用者負担等
	地域における身近な存在として活動することのできる区民 後見人等候補者を養成します。	図 区内または近隣地域にお住まいの人
法人後見事業	適切な後見人等が得られない 等、港区社会福祉協議会によ	後見受任が必要な人(その他要件が

相談機関一覧

<成年後見制度の相談・利用支援等について>

・港区社会福祉協議会 成年後見推進係(成年後見利用支援センター「サポートみなと」) 電話03(6230)0283 FAX03(6230)0285

<成年後見制度について>

・東京家庭裁判所 後見センター

電話03(3502)5359 FAX03(3591)3964

<成年後見登記制度について>

・東京法務局 民事行政部 後見登録課 電話03(5213)1360

<任意後見契約公正証書の作成について>

役場名	新橋公証役場	芝公証役場	麻布公証役場	浜松町公証役場	赤坂公証役場
電話	03 (3591) 4845	03 (3434) 7986	03 (3585) 0907	03 (3433) 1901	03 (3583) 3290
FAX	03 (3591) 5590	03 (3434) 7987	03 (3585) 0908	03 (3435) 0075	03 (3584) 4987

●問 合 せ 港区社会福祉協議会 成年後見推進係(成年後見利用支援センター「サポートみなと」)

電話03(6230)0283 FAX03(6230)0285 成年後見利用支援センター「サポートみなと」パンフレットもあわせてご参照ください。



ふくししきん せいかつふくししきん かじつけ (5) 福祉資金 (生活福祉資金) の貸付

身知精

※資金の種類により貸付要件等が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※資金貸付には、東京都社会福祉協議会による審査があります。

●**問合せ** 港区社会福祉協議会 生活支援係 電話03(6230)0282 FAX03(6230)0285

(6) おむすびサービス (住民参加型の有償在宅福祉サービス)

- ●主な活動内容・料金

普段の掃除・洗濯、通院・散歩の付添い、食事準備、買物代行、話し相手等 1時間800円

トイレ・お風呂等水回りの掃除、普段できない掃除や片付け、衣替え 等 1 時間1,200円

●活動提供時間

月〜金曜(土日・祝日、年末年始を除く。) 午前9時〜午後5時 ※1回の活動時間は原則2時間以内です(通院の付添いについては応相談)。

●問 合 せ 港区社会福祉協議会 ボランティア・地域活動支援係 電話 0 3 (6 2 3 0) 0 2 8 4 FAX 0 3 (6 2 3 0) 0 2 8 5

(7) 在宅重度障害者(児)への見舞品の贈呈

身知

- ●内 客 区内在住の重度障害者(児)の在宅生活を支援するため、希望する人に 見舞品を贈呈します。
- ●対 第 港区に在住し、心身障害者福祉手当の受給者または児童育成手当(障害手当)の対象児童で、身体障害者手帳1・2級もしくは、愛の手帳1・2度の人、および脳性マヒまたは進行性筋萎縮症の人
- ●贈望方法 希望者(対象者)に見舞品として区内共通商品券3,000円分を贈呈します。見舞品を希望する人は広報紙やウェブサイトをご確認の上、お申し込みください。
 - 問合せ 港区社会福祉協議会 経営管理係電話03(6230)0280 FAX03(6230)0285

